



藤井 英子 議員
(平和環境市民クラブ)

子宮頸がんワクチン接種は副反応と注意事項の周知で対応

Q 子宮頸がんワクチン接種による健康被害に苦しむ中高生が出ているとして、国では専門家による健康被害調査が検討されているが、本市の状況はどうか。子宮頸がんワクチン接種の実施を慎重に検討する考えはないか伺う。

A 【健康こども部長】 子宮頸がん予防接種は平成23年度から始まり、中学1年生から高校1年生までを対象に実施しており、接種率は平成23年度は82.4%、平成24年度は91.3%となっている。副反応については、予防接種対象者に副反応に関することや接種への注意事項を記載した予防接種説明書を送り、周知を図っている。本市の状況としては重篤な副反応の発生は見られていない。国では、軽い副反応も含めて調査することとし、「すぐに接種を中止する医学的根拠はない」とし、接種を中止しないとしている。

Q 地域医療を守り確保するため、市は今以上に花巻地域の中核を担う総合花巻病院と積極的なかわりを持つべきと考えるがどうか。

地域医療の連携強化を



子宮頸がんワクチン

A 【市長】 二次救急医療においては、総合花巻病院と岩手医科大学附属花巻温泉病院に岩手中部地域の病院群輪番制に参加していただき、救急医療の確保に大変ご貢献をいただいている。総合花巻病院とは懇談の機会を設けながら課題等の意見交換を行っている。救急医療体制維持のための独自策として、救急医療確保支援事業を実施し、総合花巻病院に対し支援を行うっており、今後も、総合花巻病院としっかりと連携しながら対応していきたいと考えている。



新田 盛夫 議員
(花巻クラブ)

空き家の利用対策について「空き家等対策室」で対応

Q 調査員等を配置して実態調査をしようか。また、その作成した台帳をもとに利用可能な物件は、定住施策等へ活用してはどうか。

A 【市長】 管理不十分な空き家の課題は多岐にわたっていることから、建設部、消防本部、生活福祉部、総務部、まちづくり部など、横断的な組織による「空き家等対策室」を設置しており、特別に調査員を配置しなくても対応できている状況から、現在のところ、その考えは持っていない。また、現在整理している空き家台帳については、管理不十分で居住には難しい建物の台帳になるため、このままでは使えない状況である。移住や定住を希望されている方からの問い合わせがあった場合には、その内容をお聞きし、財団法人岩手県宅地建物取引業花巻支部に紹介して対応いただいている。

Q 体罰問題について、1月末には0件であったものが、5月1日には県教委より68件あったと公表された。児童生徒からも調査したからと

体罰問題について

A 【教育長】 小中学校の教職員には校長による面接、保護者や児童生徒にはアンケート調査を行った結果、本市においても事案の報告があった。アンケートに先立って、懲戒の域を超える事案が発生し、学校においても十分な調査を行い、保護者に対して迅速な対応をすることも、当該教諭への指導もしたところである。その一連の経過については、県教育委員会への報告もしてきたという事例はある。



望まれる教育環境への取り組みが進む



照井 雄一 議員
(明和会)

職員の不祥事どう受け止めるか信頼回復に向け全力で取り組む

Q 今年に入り相次いで発覚した市職員による入札妨害事件や飲酒運転現行犯逮捕事件、ソフトウェア無断複製による著作権侵害問題等の一連の不祥事について、どう受け止めているか。また、それぞれの再発防止策について伺う。

A 【総務部長】 今回の一連の事件は、極めて遺憾な法令違反事案であり、市民に多大な迷惑をかけた深く反省している。市職員は全体の奉仕者として法令順守が責務であり、事件発生後、捜査への全面協力や調査委員会の立ち上げなど全力で取り組んできた。また、事実関係が確認できた段階で、内容に応じて当事者および関係職員の処分と、市長をはじめとする特別職等の給与減額措置を講じた。一連の事件は、職場における意識の甘さが大きな要因と言わざるを得ない。再発防止として、公務員の原点に立ち返り、法令の順守を再認識し綱紀粛正を徹底する。また、花巻市職員倫理規程を制定するとともに、情報セキュリティ対策の強化、最低制限価格の算定方法を含めた入札制度の見直し、ソフトウェア資産管理規程策定による台帳化など、実務上の再発防止策も講じた。

新たな広聴広報体制

Q 近年、新たなコミュニケーションツールとして、フェイスブックやツイッター、ラインなどが注目されているが、市民との新たな意思疎通を図る手段として、本市でも導入する考えはないか伺う。

A 【政策推進部長】 全国では市のホームページをフェイスブックのホームページをフェイスブックに移行するなど、ソーシャルネットワークに活用する自治体もある。書き込みによる炎上や匿名による中傷などのリスクもあるが、新しい手法として研究したい。



さらなる広聴広報体制の充実が望まれる(市ホームページ)



高橋 久順 議員
(平和環境市民クラブ)

空き家対策について維持管理の条例化、制度化を検討

Q 空き家問題は、少子高齢化、人口減少時代の到来によって、年々深刻化の傾向にある。管理不全に対して行政が強制力を持つて対応する、あるいは、段階的に応じた対策をすることが必要である。本市における空き家の実態および件数や困りごと、地域の取り組み等の現状を把握しているのか伺う。また、空き家対策への行政の役割とかわり方、地域に対する支援などの仕方について伺う。

A 【市長】 本年5月末時点での調査件数は340件であり、そのうち約4割、130件が老朽化が進み危険な状態にある建物や草木が繁茂し環境が悪化している状態である。残りの約6割、200件が建物も安全であり環境的にも特に問題はないものの、適正な管理を要する状態となっている。これらについては、その所有者または管理者に対して、適正な管理を文書でお願いしている。また、管理不十分な空き家によって、老朽危険家屋、環境悪化、火災、犯罪など個人の問題が地域の問題となっていることから、今後も地域からの情報提供を受けながら現状把握に努めていく。また、行政の役割とかわり方については、庁内に横断的な組



年々増加する空き家の対策は急務

織「空き家等対策室」を昨年8月に設置し、連携を図りながら対応している。空き家は個人の財産であることから、行政が関与できる現行の法律では、法的措置に踏み込めないのが実態であり、今後は、より実効性のある対策を推進するために、空き家の維持管理についての条例化や、自発的な対応を促す制度の構築を検討していきたいと考えている。